

協議事項 1

いじめに対する対応について

平成24年8月23日

教育総務課、小中学校課、教育センター
特別支援教育課、高等学校課

【速やかに対応を開始するもの】

1 いじめ対策指針の改訂

平成19年1月に策定した「鳥取県いじめ対策指針」について点検を行い、より実効性の高い内容へ改訂を行う。 . . . 資料1

2 子どもの悩みサポートチーム(仮称)の設置

学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成して、分析、評価を行いながら対応を検討し、解決を図る。 . . . 資料2

3 学校・警察連絡制度の拡充

警察が検挙又は補導した非行少年等の行った非行の概要を当該少年の在籍する学校に連絡する本制度を拡充し、学校と警察との双方向の情報伝達を可能とする。 . . . 資料3

【9月補正での予算化を検討するもの】

4 Hyper-QUの活用

学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査(Hyper-QU)を活用し、児童生徒の状況を把握しようとする学校を支援する。

要求概要

約21,000千円

Hyper-QU 1回分

- ・小中学生：新たに実施を希望する公立学校の全ての児童・生徒
 - ・高等学校：県立高校に在籍する全日制の1、2年生と定時制1～3年生の生徒
 - ・特別支援学校：全ての児童・生徒
- 合計 約56千名分

5 相談体制の充実

いじめられている子どもも、いじめを見つけた子どもも相談しやすいように、メール相談を含めた相談窓口の周知・徹底を図る。

いじめ相談に関わる部署による連絡会議を開催し、情報を交換・共有するとともに、迅速な対応を図る。

「24時間いじめ相談電話」の相談体制を強化するため、夜間・休日の相談体制の充実を図る。

約3,900千円

【知事部局で対応するもの】

6 自殺等の重大な案件が発生した場合の第三者調査機関の速やかな設置

自殺者が出るなど重大な案件について、調査を行う第三者機関を知事部局に設置する。

【教育振興協約の改訂について】

・いじめ問題に関する項目の追加

・主な取組内容として、上記の対応について記載

. . . 資料4

「鳥取県いじめ対策指針」改訂について

教育総務課、小中学校課、高等学校課、
特別支援教育課、家庭・地域教育課、
人権教育課、教育センター

- 1 事業概要
平成19年1月に策定した「いじめ対策指針」について点検を行い、より実効性の高い内容へ改訂を行う。
- 2 改訂時期 9月下旬
- 3 改訂作業プロジェクトチーム
 チーム長 生田教育次長
 メンバー 教育総務課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、
 家庭・地域教育課、人権教育課、教育センター教育相談課、
 東部教育局、中部教育局、西部教育局
 アドバイザー 鳥取大学教育センター 小林勝年准教授
- 4 「鳥取県いじめ対策指針」(改訂版)の枠組み案

はじめに

改訂のねらい

- ・教員が感度の高いアンテナをあげるためのシステムづくり(センサー)
- ・組織として行動するための学校体制づくり(スイッチ)

(「いじめを許さない、ひとりひとりを認め合える絆づくりが大切である」ことを
もり込む)

いじめとは

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題に関する基本的認識

いじめに対する対応

- 1 いじめの早期発見・早期対応
 - ・いじめアンケートのひな形
- 2 実効性のある指導体制
 - チームによる対応
 - 実践的な研修の実施
- 3 いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応
- 4 いじめ発見のポイント
- 5 家庭・地域社会との連携

いじめを許さない、一人一人が認め合える学校づくり
(いじめの未然防止)

ネットいじめへの対応

- 1 ネットいじめの現状
- 2 ネットいじめ発生時の対応策
- 3 ネットいじめ防止策

関係機関との連携

- 1 相談体制の充実
 - ・電話相談
 - ・メール相談による相談窓口の設置
- 2 警察との連絡体制の拡充

県教育委員会等の取組

- 1 子どもの悩みサポートチーム(仮称)の設置
- 2 第三者調査機関による対応

【実践例】 小学校、 中学校、 高等学校、 特別支援学校

—は、新規に盛り込む
又は重点的に改訂する項目

「子どもの悩みサポートチーム」(仮称)の設置

教育総務課

学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成して、分析、評価を行いながら対応を検討し、解決を図る。

想定 1 : 学校又は市町村教育委員会から派遣要請を受けて派遣

想定 2 : 県民の声等で県教委に直接入った事案に対応するため、市町村教委と連携しながら、必要に応じて派遣

1 チーム活用のメリット

- ・ 学校では解決困難な事例について、迅速な対応が可能
- ・ 第三者的視点で、中立的な判断が可能
- ・ 実効性の担保

公立、私立の別なく、全ての校種において対応することを想定

2 チームの構成員:(想定メンバー)

弁護士、精神科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー
学識経験者(退職校長等)、警察

行政関係者(県教委、市町村教委、福祉部局、人権部局関係者等)

その他(民生委員等)

検討する事例の内容に応じて、構成員を決定。

3 予算措置

学校問題解決支援事業の予算を活用

4 今後の対応

チーム構成員(関係機関)と速やかに調整して運用を開始する。

構成員は、必要に応じて追加していく。

学校・警察相互連絡制度の拡充

平成24年8月23日
高等学校課

1 背景

現在の学校・警察連絡制度は、鳥取県内の国公立学校（大学は除く）に在籍する少年が、犯罪・触法行為によって検挙、補導された場合に、警察から学校に連絡する一方通行のシステムとして、平成16年5月1日から実施されている。

しかし、少年非行の低年齢化や凶悪化等、少年を取り巻く問題が深刻化するとともに、校内暴力やいじめ事案の現状を踏まえると、児童生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請される場所である。また犯罪被害防止についても、学校と警察が情報交換を行い、連携を一層強化させることが求められている。

2 現在の連絡の内容（警察から学校への連絡事案）

ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案。

イ 送致又は通告したく犯少年に係る事案。

ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の特定事項が学生証やその他の書面、及び保護者の確認等の方法により、本人であることが確実に証明できたもののうち、次の事由により学校への連絡が必要と認められる事案。

保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合。

性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合。

エ 当該行為が交通事故に係る業務上過失致死傷事案、道路交通法違反事案その他の交通関係法令の違反は、連絡の対象としないものとする。

3 今回拡充する連絡の内容（学校から警察への連絡事案）

ア 児童生徒の非行、問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害防止のため、学校長が、警察との連携が必要と認める事案。（児童生徒の行動に問題があるもの）

例）・校内での凶器を使った傷害事案、暴行事案や薬物事案及び暴走族等に関する事案。

・いわゆる援助交際などの性の逸脱行動事案。

イ 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、学校長が、警察との連携が必要と認める事案。（被害児童生徒、学校の外からの働きかけに問題があるもの）

例）・警察との連携が必要な犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ事案、わいせつ行為、不審者の侵入、ストーカー行為、児童虐待行為等。

ウ その他校長が連絡を必要と認める事案

4 制度拡充のスケジュール（想定）

～25年2月 学校からの意見聴取、制度設計の検討

25年3月 県教育長と県警本部長との間で協定締結（市町村教育委員会も同様）
関係機関への周知

25年5月～ 一斉実施

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、お互い協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、保護者や県民の皆さんと一緒にあって、子どもたちの未来のための教育振興施策に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

鳥取県教育委員会は、平成24年度において次に掲げる子どもたちの未来のための教育振興施策（各施策別の具体的取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

追加

- (5) 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、施策の着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 施策の展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成24年 月 日

鳥取県知事

平 井 伸 治

鳥取県教育委員会委員長

笠 見 幸 子

[別記]

平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めま

<主な取組>

少人数学級を活かした授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を支援します。2年目を迎えるスクラム教育をさらに充実・発展させ、一貫性のある教育の成果を広げます。

高等学校学力向上推進委員会の提言を受け、授業改革に関する取組を行うモデル校を指定し、学力の向上を図ります。

地域住民等のボランティアによる子どもたちへの学習支援や生活支援等を、市町村とともに進めます。

幼児教育振興プログラムを改訂し、新たな幼児教育の取組や方向性を示します。

新たに公立大学となる鳥取環境大学と連携し、子どもたちの外国語に対する関心を高めます。

<取組の指標等>

- ・ 授業改革に取り組む中学校区数：21校区、教育研究団体数：17団体
- ・ 高等学校における学力向上推進モデル校数 10校
- ・ 学校支援ボランティアの実施市町村数 15市町村

- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます

<主な取組>

未然防止に重点を置きながら、関係機関が連携して未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じたきめ細かな対策を講じます。

子どもたちの人間関係づくり、ソーシャルスキルの育成に取り組む学校を支援します。

各教育局に社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例に対して支援・助言を行います。

定時制・通信制課程の高等学校において教育相談体制を強化するなど、不登校対策の充実を図ります。

<取組の指標等>

- ・ 児童生徒の不登校出現率 全国平均を下回る

3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます

<主な取組>

障がいのある子どもたちの成長に合わせ、学校間や関係機関との連携により、一貫した支援を行います。

平成24年10月に県立琴の浦高等特別支援学校を設置し、平成25年4月の開校に向けて準備を進めるとともに、県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた検討を進めます。

障がいのある子どもたちの就学相談・就学先決定に関する体制づくりや通級指導教室拡充に向けた整備等について、ワーキンググループによる検討を行います。

障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に努めます。

<取組の指標等>

- ・ 中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率 50%
*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・ 特別支援学校高等部の就職希望者の就職率 80%以上

4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

<主な取組>

創造的な取組を行っている専門家を招き、学校における文化・芸術活動を支援します。

高等学校等の文化部活動の充実を図り、平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けた支援を行います。

安全・安心な学校給食の提供と郷土を大切にすることを育むために、学校給食用食材の県産品利用に努めます。

全国体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、子どもたちの体力の向上を進めます。

体育専科教員をモデル的に配置し、主体的に運動に取り組む子どもを育成します。

ジュニア期の一貫した指導体制をつくり、共通プログラムに基づいて合同練習や指導者研修会を開催します。

<取組の指標等>

- ・ 近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 90%
- ・ 学校給食用食材の県産品利用率 60%以上で向上を図る
- ・ 児童生徒の体力調査結果 親世代(S53~57)の平均値に近づける

5 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組めます

<主な取組>

「鳥取県いじめ対策指針」の点検を行い、より実効性の高い内容へと改訂します。教育・心理アンケート（QU等）等を実施し、学校現場のいじめの早期発見・早期対応を図ります。

「子どもの悩みサポートチーム」を設置し、学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応します。

いじめに悩んでいる子どもや、いじめを発見した子どもが相談しやすいように、メール等を活用した「いじめ相談窓口」を充実させます。

自殺等の重大な事案が発生した場合、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から実態の検証・解決を図ります。

<取組の指標等>

- ・鳥取県いじめ対策指針の10月末までの改訂
- ・子どもの悩みサポートチームを9月末までに設置
- ・いじめメール相談専用窓口を9月中旬までに開設

「鳥取県いじめ問題調査委員会」の設置について

未来戦略課

- 1 事業名 鳥取県いじめ問題調査委員会運営事業
- 2 目的 県内学校現場におけるいじめによって児童・生徒の重大な事故が惹き起こされた際、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置する。
- 3 委員会の概要
 - (1) 設置形態 要綱による設置とし、案件毎に設置（臨時型）
 - (2) 委員数 3～5名程度（大学教授、弁護士、臨床心理士等を想定）
委員の下に、調査事務の補助スタッフ（3～5名程度）を配置
調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める
委員選考に際しては、事前にリストアップしておいた委員候補リストを参考としながら、保護者の希望等を尊重し、委員選定を行う
 - (3) 任期 案件に係る調査が終了するまで
 - (4) 事務局 知事部局（未来づくり推進局・人権局が共管）
 - (5) 調査対象 県内学校現場（国公立・私立含め全て）で発生した自殺等の重大な事故（想定ケース）いじめが原因と考えられる事案で、自殺又は心身への重大な障がいが発生するケース
 - (6) 活動内容
上記（5）に該当する事案が発生し、保護者（児童・生徒含む）又は学校設置主体から調査要請があった際に、委員会を設置。
委員会は事故が発生した学校設置主体が県立以外の場合、設置主体と「調査協力協定」を締結。（設置主体との協力関係を前提とした調査であり、強制的権限を行使するものではない。）
委員会は学校現場・設置主体のほか、児童・生徒、保護者等関係者から事情聴取を実施しながら、調査活動を行う。別途配置する調査補助スタッフとともに、調査事務を遂行。
調査実施の際、必要となる資料・データ等について、委員会は学校現場・設置主体に提出を求めることができる。（調査協力協定にその旨規定。）
調査終了後、委員会は知事並びに要請主体へ調査結果報告を行う。（報告内容には設置主体への改善指導等も含む。）
〔 ・ 調査手法や外部への情報公開の範囲等については、保護者の意向を尊重。
・ 1案件毎に5回程度の委員会開催（現地検証のための視察を含め）を想定。 〕